

糸島市補助金設計書

所管課 生涯学習課

補助金名称	市スポーツ協会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市補助金等交付規則

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策3_切れ目のない学習機会の充実

施策①_生涯学習の推進とスポーツの振興

1 補助の目的

スポーツ人口の拡充や競技スポーツの振興、青少年スポーツ団体の活動育成等により、市のスポーツ振興を図る。

2 成果指標

指標① 体育協会登録人数

目標値① 6000 (単位) 人

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

糸島市スポーツ協会及び加盟競技団体、育成支援団体が行う次の事業。

①スポーツに関する事業の実施と援助。②講習会や各種教室開催、市内スポーツ事業の実施。③スポーツに関する広報宣伝活動。④各地域やスポーツクラブの指導。⑤市内スポーツの発展のための調査・研究。⑥ジュニアスポーツ振興に関すること。⑦その他体育協会の目的達成に係る事業。

【補助対象者】

糸島市スポーツ協会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に要する経費。

【補助対象外経費】

総会費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 80 % 又は 分の

【補助限度額】 予算の範囲内 円

【積算根拠ほか】

この補助金は、スポーツ人口の拡充や競技スポーツの振興、青少年スポーツ団体の活動育成等の事業に対する補助金である。

競技スポーツの振興や青少年スポーツ団体の活動育成について、市では特別に行っておらず、実質的にスポーツ協会が本事業を担っている状況にある。

市のスポーツ振興を図るうえで、きっかけを与えスポーツの裾野を広げるには、スポーツ協会が中心的役割を担う方が、目的達成に効果的と考え、その事業に対する補助金であるため高い補助率とする。

また、スポーツ協会は登録料を加入者から徴収している中、これ以上の自主財源確保は困難な状況である。

スポーツ協会の活動に係る支出は、各競技団体の活動に対する助成、年2回開催する大会費用、県民体育大会へ市の代表として出場する選手の派遣費用が主である。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで